

## 「健全化判断比率」の概要について

### I 健全化判断比率の公表等

地方公共団体は、毎年度、4つの健全化判断比率を監査委員の審査に付したうえで、議会に報告し、公表しなければならないことになっています。

健全化判断比率とは次のとおりです。

① 実質赤字比率

一般会計の赤字の程度を指標化し、財政運営の深刻度を示すものです。

② 連結実質赤字比率

すべての会計の赤字や黒字を合算して、本町全体としての赤字の程度を指標化し、財政運営の深刻度を示すものです。

③ 実質公債費比率

借入金の返済額及びこれに準じる額の大きさを指標化し、資金繰りの危険度を示すものです。

④ 将来負担比率

一般会計の借入金（地方債）や将来支払っていく可能性のある負担等の現時点での残高を把握し、将来、財政を圧迫する可能性が高いかどうかを示すものです。

### II 財政の早期健全化（イエローカード）

#### 1 財政健全化計画

健全化判断比率のうちいずれかが早期健全化基準以上の場合には、財政健全化計画を定めなければなりません。

#### 2 財政健全化計画の策定手続等

財政健全化計画は、議会の議決を経て定め、速やかに公表しなければなりません。

また、毎年度、その実施状況を議会に報告し、公表することになります。

### III 財政の再生（レッドカード）

#### 1 財政の再生計画

再生判断比率（I①～③）のいずれかが財政再生基準以上の場合には、財政再生計画を定めなければなりません。

## 2 財政再生計画の策定手続

財政再生計画も財政健全化計画と同じく、議会の議決を経て定め、速やかに公表しなければならず、毎年度、その実施状況を議会に報告し、公表することになります。

## 3 地方債の起債の制限

再生判断比率のうちいずれかが財政再生基準以上である場合は、財政再生計画に総務大臣の同意を得ている場合でなければ、災害復旧事業等を除き、地方債の起債ができません。

## 4 地方財政法第5条（地方債の制限）の特例

財政再生計画に同意を得た財政再生団体は、収支不足を振り替えるため、地方財政法第5条の規定にかかわらず、総務大臣の許可を得て、償還年限が財政再生計画の計画期間内である地方債（再生振替特例債）を起こすことができます。

## IV 公営企業の経営の健全化

上水道や下水道などの公営企業経営についても資金不足比率を算定し、監査委員の審査に付したうえで議会に報告し、公表しなければなりません。これが経営健全化基準以上となった場合には、経営健全化計画を定めなければなりません。

また、地方債の制限等と同様の仕組みが設けられます。

### ●資金不足比率

公営企業の資金不足を料金収入の規模と比較して指標化し、経営状況の深刻度を示すものです。